

権利擁護支援ネットワーク ニュースレター

第2号 平成31年2月発行

1、第2回 権利擁護支援ネットワーク懇話会を開催しました！

1月30日（水）、第2回目となる「北見市権利擁護支援ネットワーク懇話会」が総合福祉会館で開催されました。地域の権利擁護に関わる関係者や専門職の顔の見える関係づくり・情報共有、また課題解決に向けたネットワークの構築を目的とした懇話会には26名が参加されました。

(1) 「リーガルサポート」の取り組みについて



司法書士会釧路支部の中島 雅嘉副支部長より、法律の専門家として成年後見制度に取り組むリーガルサポートの活動や、利用促進に向けての課題などが熱く語られました。

(2) 「ばあとなあ」の取り組みについて



北海道社会福祉士会権利擁護センター「ばあとなあ」の尾崎 仁美運営委員より、福祉の専門職として身上保護を重視し、被後見人に寄り添う社会福祉士会の取り組みが紹介されました。

「リーガルサポート」「ばあとなあ」の取り組み

| 項目 | リーガル | ばあとなあ |
|------|--------------|--------------------|
| 所属 | 釧路支部 北網地区 | オホーツク 地区支部 |
| 会員 | 3名 | 27名 |
| 活動者数 | 3名 | 11名 |
| 受任件数 | 14件 | 21件 (任意後見含) |
| 普及啓発 | 相談会 年1回 | 学習会 年4回 セミナー年1回 |

➤ 本号の掲載内容

- 1、第2回 権利擁護支援ネットワークの開催
- 2、成年後見セミナーの開催
- 3、ニーズ調査 速報 ①

(3) グループワーク

ともざわ法律事務所 友澤 太郎弁護士の進行により、グループワークが行われました。「後見制度申立てが必要と思われる対象者について、支援者（専門職）として何に着目し、どのような情報を得ていくか」をテーマに、5グループに分かれて考察を深めました。

友澤弁護士からは、チーム支援において、各専門職が携わる分野で専門的な見地から意見を出し合い、ご本人にとって最適な方法や手段をチームで導き出すことが求められること、また、後見制度の利用開始時期の見極めとしては緊急度・必要度がポイントとなる、などの総評がありました。



▲グループワークの様子

2、成年後見セミナー（専門職向け）を開催しました！

12月11日（火）、北見市中央図書館 多目的視聴覚室を会場に、日本弁護士連合会キャラバンのご協力のもと「意思決定支援」をテーマに成年後見セミナーを開催し97名が参加されました。

(1) 基調講演

埼玉弁護士会 水島 俊彦弁護士より「意思決定支援を踏まえたこれからの成年後見実務とは？」をテーマに、映像等を交えながら意思決定主体を本人としたアプローチの方法や支援の重要性について基調講演をいただきました。水島弁護士からは、意思決定能力は本人の個別能力だけではなく支援力によって変化すること、意思決定のための実行可能なあらゆる支援を尽くして導いていくことが重要であることが伝えられました。



▲水島 俊彦 弁護士

(2) パネルディスカッション

「利用者支援から考える意思決定の尊重とは」をテーマに、北見市成年後見支援センター運営委員長 友澤 太郎弁護士の進行により、司法、障がい、高齢（施設・地域）分野で活躍されているパネラーの皆さまにそれぞれの立場から、意思決定支援における現状や課題、支援を行う上で大切にしていることなどのお話をいただきました。



▲熊田 均 氏（熊田法律事務所）

後見支援における代行決定は、意思決定能力がないと確認された時の「最後の手段」として行使すべき。



▲金野 小百合 氏（障がい者相談支援事業所ぴあ）

障がいがあっても、意思を持たない人はいない。ご本人が様々な経験・体験を積む機会を増やし、選択肢を提供する中で、支援者側がその意思を見落とさず汲み取る事が大切。



▲笹谷 貴志 氏（介護老人保健施設緑風）

ご本人が表明した意思や希望を大切に、チーム一体となって支援することが重要。また、ご本人の意思確認が難しい時は、尊厳を重視した上でご本人の意思及び選好を推定し尊重すべき。



▲西澤 周子 氏（東部・端野地区地域包括支援センター）

地域においては、家族形態も多様。ご本人の意思や望む生活、その家族の意向など、状況に応じながら双方の思いを汲み取り、総合的に支える視点が重要。

3、成年後見制度の利用に関するアンケート調査 速報 ①

北見市全域の高齢者・障がい者を支援している施設や事業所、成年後見制度に関わりのある医療機関、預貯金管理に不安を抱える方の実態を把握している金融機関を対象に、成年後見制度の認知度や利用ニーズ、後見支援を必要としている方の実態を把握し、今後の成年後見制度の利用促進や相談支援体制の充実強化に資することを目的とし、成年後見制度の利用に関するアンケート調査を実施しました。

①成年後見制度が必要と思われる人

| | 利用が必要と思われる人 | 相談を受けている件数 |
|------|-------------|------------|
| 高齢 | 83 | 26 |
| 障がい | 24 | 5 |
| 病院 | 3 | 10 |
| 金融機関 | 30 | 43 |
| 合計 | 140 | 84 |

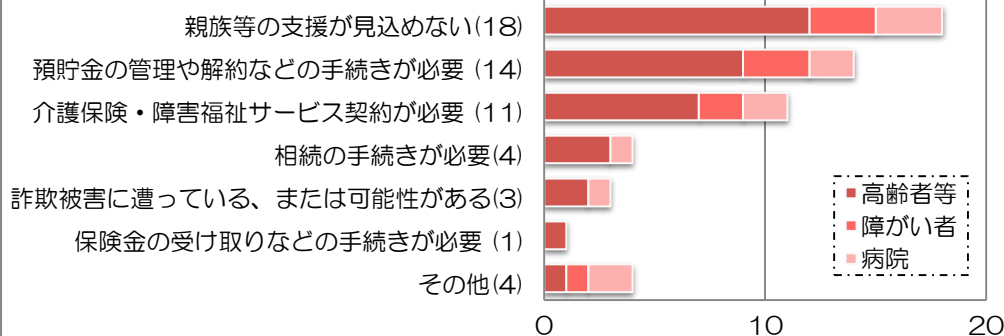
※金融機関においては、過去1年に相談を受けた人の数

調査期間：平成30年9月1日～28日

実施対象・回答数、回答率

- ①高齢者施設：101/116 (87%)
 - ②障がい者支援事業所：14/14 (100%)
 - ③病院等（精神科・医療療養型）：8/10 (80%)
 - ④金融機関：24/31 (78%)
- 全体の回答：対象先 117/回収 147 (86.3%)

②どんな問題で相談を受けているか？



①「利用が必要」・「相談を受けている」との回答をあわせると224件に達しており、高い後見ニーズが見て取れます。

②親族等の支援が見込まず後見相談につながるケースや、預貯金管理の相談が上位を占めています。